

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

京都市長 松井孝治

京都市規則第41号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第20号中「（京都市第二児童福祉センターにおいて領収する場合を除く。）」を削る。

第8号様式9備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第13号様式2備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第13号様式6を削り、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とする。

附 則

この規則中第8号様式9及び第13号様式2の改正規定は令和7年4月1日から、その他の改正規定は同年1月1日から施行する。

(会計室)